

案件に対する議員の態度			【各会派の名称と人数】 チ…チャレンジ調布（8人） 公…公明党（5人） 自新…自民党新政会（5人） 共…日本共産党（2人） 維…日本維新の会（2人） に…れいわネット・にじいろの会（2人） 自民…自由民主党（1人） 立…立憲民主党（1人） ミ…調布ミライ政策会議（1人） 次…次世代・調布（1人）																												
第2回定例会			市長提出議案第58号から第60号、第63号から第65号、委員会提出議案第4号及び第5号は5月30日、市長提出議案第68号は6月2日、 その他の案件は6月18日に議決しました。 ※態度表内の「議」は議長で、採決には加わりません。																												
議案番号等	件名	結果	チ丸田絵美	チ山根洋平	チ青山誠	チ井上耕志	チ川畑英樹	チ清水仁恵	チ古川陽菜	チ宮本和美	公平野充	公須山妙子	公内藤美貴子	公藤川満恵	公松野英夫	自新大野祐司	自新佐藤堯彦	自新大須賀浩裕	自新鈴木宗貴	自新沼田亮	共岸本直子	共田村ゆう子	維澤井慧	維田中謙二	に木下安子	に鈴木ほの香	自民伊藤学	立榎原登志子	ミ磯邊隆	次阿部草太	
〈議員提出議案〉			○…賛成 ×…反対 ―…欠席																												
10	主食である米の安定供給を求める意見書提出について	可決	○	○	―	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	外国免許切替制度の手續厳格化を求める意見書提出について	可決	○	○	―	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書提出について	可決	○	○	―	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書提出について	可決	○	○	―	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書提出について	可決	○	○	―	○	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〈委員会提出議案〉			○…賛成 ×…反対																												
4	調布市議会傍聴規則の一部を改正する規則	可決	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	専決処分事項の指定についての一部改正	可決	○	○	○	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
〈請願・陳情〉			○…採択 □…趣旨採択 ×…不採択 △…継続審査																												
陳情第27号は、委員会審査において採択、趣旨採択、不採択に意見が分かれ、いずれも過半数に達しないため結論を得ず審議未了となりました。																															
陳27	国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出についての陳情	審議未了																													
〈満場一致で承認・可決・同意した市長提出議案〉																															
58	専決処分の承認について（調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	63	調布市立多摩川小学校給食室改修工事請負契約																												
59	専決処分の承認について（調布市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	64	調布市立多摩川小学校給食室改修に伴う機械設備工事請負契約																												
		65	調布市立富士見台小学校給食室改修に伴う機械設備工事請負契約																												
60	専決処分の承認について（調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	66	物損事故に関する損害賠償の額の決定について																												
		67	調布市監査委員の選任について（岩倉 哲二氏を同意）																												
61	調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	68	調布市監査委員の選任について（鈴木 宗貴氏を同意）																												
62	調布市市民農園条例の一部を改正する条例																														
〈市長報告〉																															
報3	専決処分の報告について（物品の管理の瑕疵により人身に損害を与えた事故による損害賠償の額を決定したもの）	報7	公益社団法人調布市スポーツ協会の経営状況について																												
		報8	公益財団法人調布ゆうあい福祉公社の経営状況について																												
報4	専決処分の報告について（物品の管理の瑕疵により人身に損害を与えた事故による保険給付に係る損害賠償の額を決定したもの）	報9	調布市土地開発公社の経営状況について																												
		報10	一般財団法人調布市武者小路実篤記念館の経営状況について																												
報5	一般財団法人調布市市民サービス公社の経営状況について	報11	令和6年度調布市繰越明許費繰越計算書について																												
報6	公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団の経営状況について	報12	令和6年度調布市下水道事業会計予算繰越計算書について																												

政務活動費 収支報告

令和 6 年度の政務活動費について、その収支を報告します。収支報告書・収支内訳、収入・支出伝票などは市 H P に掲載しています。市 H P →市議会→政務活動費からご覧ください。

市 HP

令和6年度会派別政務活動費収支報告												(単位：円)	
		チャレンジ 調布	公明党	自民党新政会	日本共産党	立憲民主党	日本維新の会	自由民主党	生活者 ネットワーク	れいわ 新選組調布	調布ミライ 政策会議		
収 入		2,400,000	1,500,000	2,000,000	600,000	600,000	100,000	300,000	300,000	300,000	300,000		
支 出	調 査 研 究 費	650,121	174,296	787,655	44,660	63,349	45,610	54,186	75,868	0	0		
	研 修 費	0	0	5,110	0	0	0	0	52,638	0	18,000		
	広 報 費	1,852,127	892,757	1,111,643	404,030	393,154	127,087	377,300	145,638	196,588	285,785		
	広 聴 費	43,890	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	資 料 作 成 費	11,397	120,288	0	50,160	190,212	0	0	0	0	3,980		
	資 料 購 入 費	24,000	23,160	129,125	57,600	0	9,200	0	22,400	0	3,993		
	人 件 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計		2,581,535	1,210,501	2,033,533	556,450	646,715	181,897	431,486	296,544	196,588	311,758		
返 還 額		0	289,499	0	43,550	0	0	0	3,456	103,412	0		
※令和7年2月1日付で会派名変更「自民・維新の会」→「自民党新政会」 ※「日本維新の会」は、令和7年2月1日に会派結成したため、交付は令和7年2月分からです。													

顔ぶれが新しくなりました。また、今定例会最終日には、八雲台小学校の 6 年生が議会の傍聴にいらっしやいました。今後も、若者を含めた幅広い世代に、議会活動に関心を寄せていただけるような紙面づくりに努めてまいります。（広報委員一同）

編集後記

- 【主な支出項目の内容】
調査研究費…市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研 修 費…研修会の開催及び研修会への参加に要する経費
広 報 費…政務活動及び市政についての市民への報告及び広報に要する経費
広 聴 費…政務活動及び市政に対する市民等の要望及び意見の聴取に要する経費
資料作成費…政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費…政務活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
- 【政務活動費とは】
政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため、議員 1 人当たり月額25,000円が会派ごとに所属議員数に応じて交付されています。政務活動費として支出するためには、使途を明確にし、全ての収支に必ず領収書またはこれに代わる書類を添付しなければなりません。また、前年度の収支について毎年 4 月30日までに各会派が収支報告書を作成し、残額がある場合は市へ返還することになっています。